

熊本市老朽空き家除却促進事業補助金交付要綱

制定 令和 6 年 7 月 22 日 市長決裁

改正 令和 7 年 3 月 14 日 市長決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、熊本市内の老朽空き家について、危険な老朽家屋になる前に除却を促すことにより、周辺の生活環境への悪影響を予防すると共に、市民の安全・安心な住環境の保全及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住その他の使用がなされておらず、1年以上使用の実態がない建築物で、附属する工作物や敷地を含む。
- (2) 老朽空き家 昭和56年5月31日以前に着工した空き家又は築22年以上経過している建築物で相続若しくは遺贈を受けた空き家。
- (3) 所有者等 空き家の所有者、管理者又は相続等により所有者となる者をいう。
- (4) 申請者 この要綱に規定する補助事業の申請を行う所有者等をいう。
- (5) 補助事業者等 市長から補助金の交付決定を受けた申請者をいう。
- (6) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者で、本市内に本店又は営業所等を有する者をいう。
- (7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (8) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等は、補助事業を実施するにあたり、法令等を遵守するとともに、関係部署と十分協議を行いその指示に従うものとする。

- 2 補助事業に伴う通報等は、補助事業者等の責任において適切に対応するものとする。
- 3 補助事業者等は、除却完了以降においても当該土地を適切に管理しなければならない。

(申請者の要件)

第4条 申請者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 第2条第1項第2号に規定する老朽空き家の所有者等であること。
- (2) 補助金の申請に係る老朽空き家について、申請者以外の所有者、抵当権者又はその他の権利者（以下「関係権利者」という。）がいる場合には、当該老朽空き家の除却について、原則として全ての関係権利者の同意を得ていること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしないこと。
- (6) 空家法第22条第3項に規定する命令を受けていないこと。

(補助金の交付対象老朽空き家)

第5条 この補助金の交付対象となる老朽空き家(以下「交付対象老朽空き家」という。)は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本市内に位置していること。
- (2) 木造の専用住宅又は兼用住宅で、法人の所有でないこと。
- (3) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の全ての権利者が当該老朽空き家の除却について同意している場合は、この限りでない。
- (4) この要綱に規定する補助事業について、国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 公共事業等による補償を受けていないこと。

(補助対象工事)

第6条 補助事業の対象となる工事(以下「補助対象工事」)は、交付対象老朽空き家を除却し、敷地全体を空き家の定着物がない土地にする工事とする。ただし、申請者は周辺環境に影響を及ぼさない工作物(門又は塀等)、立木竹等、地中埋設物等で、特別の理由があると認められるものは除却しないことができる。

- 2 補助対象工事は、解体事業者等に請け負わせて実施するものとする。
- 3 補助対象工事は、第10条に定める補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了する予定であること。

(補助対象経費)

第7条 補助事業の対象となる経費は、次の各号に掲げる項目に要する費用とする。(ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

- (1) 交付対象老朽空き家の除却及び処分に要する費用
- (2) 交付対象老朽空き家に附属する工作物(門又は塀等)の除却及び処分に要する費用
- (3) 交付対象老朽空き家の存する敷地内の立木竹等の除却及び処分に要する費用
- (4) 交付対象老朽空き家の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する費用
- (5) 周囲への安全を確保する上で、交付対象老朽空き家の除却及び処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する費用

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、次の各号のいずれか低い額とする。(ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

- (1) 次のうち、いずれか低い額に3分の2を乗じて得た額
 - ア 前条第1項各号に要する費用に10分の8を乗じて得た額

イ 「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」の「不良住宅等除却費」で定める木造住宅又は木造建築物の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額に、当該老朽空き家の延べ面積（少数点以下は切り捨て）及び10分の8を乗じて得た額

(2) 400,000円

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、補助事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 位置図（老朽空き家の所在する位置が分かるもの）
- (2) 配置図（方位、敷地形状、空き家（母屋、離れ、倉庫等の建築物、門・塀、立木竹など）、入口等の位置を記入。また、除却しない空き家がある場合はその対象を明示し、理由を記載）
- (3) 現況写真（建物及び敷地全体の状況が分かるもの）
- (4) 老朽空き家の所有者等であることを推認できる書類又はその写し（建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）、納税通知書又は不動産売買契約書など）
- (5) 建物の建築時期が分かる書類又はその写し（建物の全部事項証明書（発行されてから3か月以内のもの）、固定資産評価証明書（経過年数の記載があるもの）又は建築計画概要書など）
- (6) 1年以上使用の実態がない事を証する書類（水道、ガス又は電気の使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類など）
- (7) 申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し
- (8) 戸籍謄本又はその写し（相続人等の確認が必要な場合に限る）
- (9) 建物の全部事項証明書により単独の所有者等である事が確認できない場合又は1年以上使用の実態がない事を証する書類がない場合は、誓約書（様式第2号）
- (10) 解体事業者等の見積書の写し
- (11) 解体事業者等であることを証する書類の写し
- (12) 市税の滞納がないことの証明書（発行されてから3か月以内のもの）
- (13) その他市長が必要とする書類

（補助金の交付（不交付）決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定をするにあたり、補助金の交付の目的を達成するために、必要な指示をすることができるものとする。
- 3 補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に受け付けた補助金交付申請書のうち、交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算の範囲を超える場合にその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定するものとする。

（補助事業の着手）

第11条 補助事業者等は、補助対象工事に着手するときは、補助事業着手届（様式第4号）に補助対象工事の請負契約書の写しを添えて市長に届け出るものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者等は、第10条第1項に規定する交付決定通知又は本条第2項に規定する補助金交付変更承認決定通知書を受けた補助事業の内容のうち、次の各号に掲げる内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第5号)に 当該変更に係る関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 補助金交付決定額の変更
- (2) 補助対象工事を請け負う解体事業者等の変更(ただし、補助対象工事を請け負う解体事業者等の代表者又は所在地等の変更は除く)
- (3) 申請者又は補助事業者等の変更
- (4) その他市長が申請を必要とする変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を補助金交付変更承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により補助事業者等に通知するものとする。

3 第10条第2項の規定は、前項の規定による補助金交付変更承認(不承認)決定の場合に準用するものとする。

(完了報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業が完了したときは、原則、20日以内又は当該年度の3月の第2週の最終開庁日のいずれか早い日までに、除却完了報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 除却工事費の請求書又は領収書等の支払いが確認できるものの写し
- (2) 除却工事完了後の写真(跡地全体の状況が分かるもの)
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、第10条の補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)の交付決定額と同額であった場合においては、補助金額確定通知書(様式第8号)を省略することができるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者等は、前条に規定する補助金の額が確定した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助金請求書(様式第9号)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 通帳の写し(金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前(カタカナ)が分かるもの)
- (2) 除却工事費の領収書等の支払いが確認できるものの写し(ただし、完了報告の際に提出済みの場合を除く)

(3) その他市長が必要とする書類

- 2 市長は、前項に規定する補助金の請求があったときは、補助事業者等に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条及び第5条の規定に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第13条に定める日までに完了の報告をしなかったとき。
- (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定通知を行った後についても同様とする。

3 第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者等に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、本市は賠償の責めを負わないものとする。

(交付申請の取下げ)

第17条 補助事業者等は、事情により補助事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下げ書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取消すものとする。

3 前条第2項から第4項の規定は、前2項の場合について準用する。

(申請書類等の代理提出)

第18条 申請者又は補助事業者等は、第9条、第11条から第13条、第15条及び第17条に規定する申請書類等の提出を、第三者に代理させることができるものとする。

2 申請者又は補助事業者等は、前項の申請書類等の提出を代理させる場合は、代理提出委任申出書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、第16条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、補助金返還命令書（様式第13号）により行うものとする。

(違約加算金)

第20条 補助事業者等は、第16条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき

年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

- 2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第 1 項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 2 1 条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(照会及び検査等の実施)

第 2 2 条 市長は、補助金の交付に必要な範囲内において、関係機関への照会及び補助事業の検査等を実施することができる。

- 2 前項の照会及び検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者等に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(雑則)

第 2 3 条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 7 年 3 月 1 4 日改正)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。